

○奈良県悪臭防止対策指導要綱

(昭和六十三年三月十一日制定)

(平成二十四年三月三十日改正)

第一 目的

この要綱は、工場その他の事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する不快な臭気（以下「悪臭」という。）により周辺の生活環境が損なわれている場合、又は損なわれるおそれのある場合に、悪臭防止に係る行政指導の効果的な推進を図るため、官能試験法による悪臭の測定及び評価方法並びに県、町村及び工場等の設置者のとるべき措置に関し必要な事項を定め、もって住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

第二 適用地域

この要綱の適用地域は、町村の全域とする。

第三 指導基準等

この要綱による指導基準等は、別記のとおりとする。

第四 測定方法

この要綱における悪臭測定等は、六段階臭気強度表示法及び三点比較式臭袋法により行うものとする。

第五 事業者の責務

工場等の設置者は、当該工場等から発生する悪臭を防止するために必要な措置を講ずるとともに、第三条に定める指導基準を遵守するよう務めるものとする。

第六 県の責務

県は、町村の行う悪臭測定及び悪臭防止に関する施策に協力し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

- 2 県は、悪臭防止技術及び悪臭測定等に関する調査研究の推進を図るものとする。
- 3 県は、工場等の設置者が実施する悪臭防止対策に関する技術的な助言及び資金の斡旋等に務めるものとする。

第七 町村の責務

町村は、悪臭を発生させ又は悪臭を発生させるおそれのある工場等に対して、必要に応じて第三条に基づく別記一の事前調査及び指導を行うものとする。

- 2 町村は、悪臭を発生させている工場等に対して悪臭の測定及び評価を行い、必要な措置を講じさせる等の指導を行うものとする。
- 3 町村は、工場等から発生する悪臭が、第三条に基づく別記二の指導基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、期限を定めて悪臭防止に関する改善措置を勧告することができる。

附則

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、平成八年七月十日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

- 2 なお、現在指導中の案件にかかる基準値にあつては、平成二十四年四月三十日までの期間の残存期間、若しくは市が新たに要綱を制定する日までの残存期間のいずれか少ない期間について、なお従前の例による。

別記

指導基準等

一 事前調査

六段階臭気強度表示法による工場等の周辺環境の悪臭実態調査調査基準 臭気強度二以上

二 臭気濃度による指導基準

規制区域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
敷地境界線基準	一〇	二〇	三〇
排出口基準	三〇〇	五〇〇	五〇〇

備考

- (一) 一般地域とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
- (二) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域に規定する地域以外の地域をいう。
- (三) その他の地域とは、一般地域に規定する地域以外の地域で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条の規定により農業振興地域に指定されている地域及び都市計画法第一章の規定により都市計画区域に指定されている区域以外の地域をいう。
- (四) 順応地域の中で、工業地域及び工業専用地域の工場等に係る排出口基準については、当面の間一、〇〇〇とする